

項	行為の種類	号	基準の内容
第1項	《仮設の建築物》 工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
		第2号	次に掲げる地域（以下「第1種特別地域等」という。）内で行われるものでないこと。
		ア	第1種特別地域
		イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは、同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの （ア）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （イ）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （ウ）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 （エ）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第6号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であって、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
		第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであること。
第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
第6号	当該建築物の撤去に関する計画において、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		

第2項	<p>《基準日に現に居住していた者等の住宅等》</p> <p>工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る県立自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住所及び昭和50年4月1日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について条例第20条第3項の規定による許可の申請をした分譲地等(第4項に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築</p> <p>(前項の規定の適用を受けるものを除く。)</p>	本文	第1項第2号	第1種特別地域等(第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む)で行われるものでないこと。	
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が1.3m(その高さが現に1.3mを超える建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。		
第3項	<p>《農林漁業を営むために必要な建築物》</p> <p>工作物の新築、改築又は増築のうち農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築</p> <p>(前2項の規定の適用を受けるものを除く。)</p>	本文	第1項第2号	第1種特別地域等(第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む)で行われるものでないこと。	
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
第3項	<p>《農林漁業を営むために必要な建築物》</p> <p>工作物の新築、改築又は増築のうち農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築</p> <p>(前2項の規定の適用を受けるものを除く。)</p>	ただし書	既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
			既存建築物の改築等	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
第3項	<p>《農林漁業を営むために必要な建築物》</p> <p>工作物の新築、改築又は増築のうち農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築</p> <p>(前2項の規定の適用を受けるものを除く。)</p>	ただし書	前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
			第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	

第4項	<p>《集合別荘等、分譲地等》</p> <p>工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築</p> <p>（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	本文	第1項第2号	第1種特別地域等（第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む）で行われるものでないこと。								
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。									
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。									
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
		第1号	保存緑地(第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。									
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが1.0m（その高さが現に1.0mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが1.3m（その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。									
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1,000㎡以上であること。									
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。									
		第6号	<p>総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ）の和をいう。）の敷地面積に対する割合、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="833 762 1809 938"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合 （いわゆる「建ぺい率」）</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合 （いわゆる「容積率」）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合 （いわゆる「建ぺい率」）	総延べ面積の敷地面積に対する割合 （いわゆる「容積率」）	第2種特別地域	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合 （いわゆる「建ぺい率」）	総延べ面積の敷地面積に対する割合 （いわゆる「容積率」）								
		第2種特別地域	20%以下	40%以下								
		第3種特別地域	20%以下	60%以下								
		第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。									
		第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。									
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路（以下「公園事業道路」という。）の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。											
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。											
第11号	当該建築物の建築面積が2,000㎡以下であること。											

		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
			第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
			第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第5項	<p>《従前の許可等》</p> <p>工作物の新築、改築又は増築のうち平成5年6月21日以前にその造成に係る行為について条例第20条第3項の規定による許可を受け、若しくは基準日（昭和50年4月1日）前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について条例第20条第5項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）</p> <p>↓</p> <p>下記のうちいずれかに該当する分譲地内の 新增 改築(附属物含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H5.6.21以前に造成の許可を受けたもの ・S50.4.1より前に造成を完了したもの ・S50.4.1以後に特別地位の指定等に関連して届出(13条第5項)を行ったもの 	本文	第1項第2号	第1種特別地域等（第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む）で行われるものでないこと。
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第4項第1号	保存緑地において行われるものでないこと。
			第4項第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2,000㎡以下であること。	
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積が300㎡以上であること。	
		第3号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、それぞれ20%以下、60%以下であること。	
		ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
			第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

第6項	《上記以外の建築物》 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	第1種特別地域等(第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む)で行われるものでないこと。																
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。																
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																
			第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。																
			第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。																
			第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。																
			第4項第11号	当該建築物の建築面積が2,000㎡以下であること。																
		第1号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。																	
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分と敷地面積の区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>			地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合																		
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下																		
第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下																		
第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下																		
第3種特別地域	20%以下	60%以下																		
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																			
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																		
		第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																	

第7項	《分譲地以外の車道の新築》 工作物の新築、改築又は増築のうち 車道（分譲地等の造成を目的としたものを 除く。）の新築	第1号	当該車道が次のいずれかに該当すること。	
			●ア	農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
			●イ	地域住民の日常生活の用に供される車道
			●ウ	公益上必要であり、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道
			●エ	条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であって、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
			●オ	条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道
			ただし書	専ら自転車の通行の用に供されるものの新築にあつては、この限りではない。
		第2号	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。	
		第3号	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。	
			ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りではない。
第4号	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。			
第5号	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第6号	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。			
	ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。		
第8項	《分譲地以外の車道の改築・増築》 工作物の新築、改築又は増築のうち 車道（分譲地等の造成を目的としたものを 除く。）の改築又は増築 ↓ 改築：防護柵・擁壁等の道路を構成する 施設の設置 など 増築：道路の幅員を広げる など	本文	前項第2号	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
			前項第3号	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
		ただし書		法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りではない。
		前項第4号	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。	
		前項第5号	擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		前項第6号	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。	
			ただし書	特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。

第9項	《分譲地等の道路、上下水道施設》 工作物の新築、改築又は増築のうち分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築	本文	第7項第2号	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。	
			第7項第3号	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることとなっているものであって、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。	
				ただし書	法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りではない。
			第7項第4号	線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。	
			第7項第5号	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第7項第6号	当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。	
		ただし書		特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第2種特別地域又は第3種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。	
		第1号	第1種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。		
			第1種特別地域等	第1種特別地域、第2種特別地域又は第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等	
			自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域	
		第2号	道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第1種特別地域等又は自然草地等において行われるものでないこと。		
		第3号	関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあっては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1,000㎡以上とされていること。		
		第4号	前号に規定する計画において、勾配が30%を超える土地及び公園事業道路の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。		
		第5号	第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。		
		第6号	第3号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。		
			ア	分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもって明示すること。	
				イ	購入後において、一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1,000㎡未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第20条第3項等の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもって通知すること。
第8号	第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。				
第9号	関連分譲地等の全面積が20ha以下であること。				

第10項	《屋外運動施設》 工作物の新築、改築又は増築のうち 屋外運動施設の新築、改築又は増築	本文	第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			前項第1号	第1種特別地域等（第2種特別地域又は第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等を含む）又は自然草地等（低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域）内において行われるものでないこと。
		第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
		第2号	総施設面積（同一敷地内にあるすべての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域に係るものにあつては40%以下、第3種特別地域に係るものにあつては60%以下であること。	
		第3号	当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10%を超えないものであること。	
		第4号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。	
		第5号	当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。	
		第6号	同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であること。	
		第7号	当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。	
		第8号	当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。	
		第9号	支障木の伐採が僅少であること。	
第10号	当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく調和していないものでないこと。			

第11項	《風力発電施設》 工作物の新築、改築又は増築のうち 風力発電施設の新築、改築又は増築	本文	第1項第5号	当該風力発電施設の色及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			第1項第6号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
			前項第7号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。	
			前項第9号	支障木の伐採が僅少であること。	
		第1号	第1項第2号		次に掲げる地域内で行われるものでないこと。
				ア	第1種特別地域
				イ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等されていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものいう。）であるもの (ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 (エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第1項第3号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			ただし書	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的が達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築若しくは増築にあつては、この限りでない。	
		第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。		

第12項	《太陽光発電施設》 工作物の新築、改築又は増築のうち 太陽光発電施設の新築、改築又は増築	本文	第1項第5号	当該太陽光発電施設の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第1項第6号	当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
			第10項第7号	当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められること。
			第11項第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
		第1号	第1項第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
				ア 第1種特別地域
				イ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等されていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものいう。）であるもの (ア) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (イ) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (ウ) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域 (エ) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第1項第3号	当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第1項第4号	当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあつては、この限りでない。
			第2号	第4項第7号
		第4項第9号		当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
		第4項第10号		当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から5m以上離れていること。
		第10項第9号		支障木の伐採が僅少であること。
		ただし書		同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあつては、この限りでない。
				●ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
				●イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
			●ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。	

		第3号	自然草地等内において行われるものでないこと。		
		ただし書	前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
	前号ただし書に規定する行為		同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000㎡以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築、又は増築にあつては、この限りでない。		
			●ア	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。	
			●イ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
		●ウ	農林漁業に付随して行われるものであること。		
		第4号	当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。		
第13項	《上記以外の仮設の工作物》 工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築	本文	第1項第1号	設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。	
			第1項第6号	当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
		第1号	第1項第2号	第1種特別地域等（第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む）で行われるものでないこと。	
			第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
		ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当する行為にあつては、この限りではない。		
			●ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築	
			●イ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）	
			●ウ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築	
		第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。				

第14項	《上記以外の工作物》 工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける工作物の新 築、改築又は増築以外の工作物の新築、改 築又は増築	本文	前項第1号	第1項第2号	第1種特別地域等（第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む）で行われるものでないこと。			
				第1項第3号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。			
				第1項第4号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。			
					ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当する行為にあつては、この限りではない。		
					●ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築		
			●イ		既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）			
			前項第2号	当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
				ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。			
			第1号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。				
			第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。				
				●ア	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上離れていること。			
				●イ	学術研究その他公益上必要と認められること。			
				●ウ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。			
				●エ	農林漁業に付随して行われるものであること。			
				●オ	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。			
●カ	●前項第1号ア	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築						
	●前項第1号イ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）						

第15項	《木竹の伐採》 木竹を伐採すること	●第1号	第1種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。			
			ア	単木択伐法によるものであること。		
			イ	当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。		
			ウ	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。		
			ただし書	立竹の伐採にあっては、この限りでない。		
		●第2号	第2種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
			ア	択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。		
				(ア)	当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。	
				(イ)	当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。	
				ただし書	立竹の伐採にあっては、この限りでない。	
(ウ)	公園事業に係る施設（第8条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。					
イ	皆伐法によるものにあつては、ア(イ)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。					
	ア(イ)		当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。			
			ただし書	立竹の伐採にあっては、この限りでない。		
	(ア)		1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りではない。			
	(イ)	当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。				
	(ウ)	利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。				
●第3号	第3種特別地域内において行われるものであること。					
ただし書	学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものについては、この限りでない。					
第16項	《指定区域内における木竹の損傷》 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること	第1号	申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められるものであること。			
		第2号	当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。			

第17項	《露天掘りでない土石の採取等》 鉱物の掘採、又は土石の採取のうち露天掘りでない方法によるもの	本文	坑口又は掘削口が第1種特別地域等（第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む）内に設けられるものでないこと。			
			ただし書	次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。		
			●第1号	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。		
			●第2号	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。		
			●第3号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。		
第18項	《露天掘りによる土石の採取等》 鉱物の掘採、又は土石の採取のうち露天掘りによるもの	●第1号	条例第20条第3項の規定による許可を受け、又は条例第20条第5項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。			
			ア	第1種特別地域等（第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む）内において行われるものでないこと。		
			イ	自然的又は社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。		
			ウ	当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。		
			エ	当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。		
			●第2号	河川にたい積した砂利を採取するものであって採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあっては、前号アの規定の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。		
			前号ア	第1種特別地域等(第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む)内において行われるものでないこと。		
				当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。		
			●第3号	第3種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。		
			●第4号	既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあっては、第1号アの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。		
			第1号ア	第1種特別地域等(第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む)内において行われるものでないこと。		
			ア	露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。		
			イ	平成12年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあっては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。		
			●第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、前項各号に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
				●前項第1号	既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。	
				●前項第2号	農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。	
				●前項第3号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	

第19項	《水位、水量の増減》 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること	本文	第11項第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	
		第1号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
			●ア	学術研究その他公益上必要と認められること。	
			●イ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。	
		●ウ	農業又は漁業に付随して行われるものであること。		
第2号	水位の変動についての計画が明らかなものであること。				
第20項	《広告物》 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること	●第1号	所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものについては、当該広告物等（広告物その他これらに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。		
			ア	店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。	
			イ	表示面の面積が5㎡以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10㎡以下のものであること。	
			ウ	広告物等を設置する場合にあってはその高さが5m、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあってはその表示面の高さが5m（工作物に掲出し、又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。	
			エ	光源を用いる広告物等にあっては、光源（光源を内蔵する物にあつては、表示面）が白色系のものであること。	
			オ	動光又は光の点滅を伴うものでないこと。	
			カ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
			●第2号	店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号エからカまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。	
		前号エ		光源を用いる広告物等にあっては、光源（光源を内蔵する物にあつては、表示面）が白色系のものであること。	
		前号オ		動光又は光の点滅を伴うものでないこと。	
		前号カ		色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		ア		設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。	
		イ		広告物等の個々の表示面の面積が1㎡以下であること。	
		ウ		複数の内容を表示する広告物等にあっては、その表示面の面積の合計が10㎡以下であること。	
		エ		広告物等を設置する場合にあってはその高さが5m、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあってはその表示面の高さが5m以下のものであること。	
		オ		既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。	

●第3号	指導標、案内板その他当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文字作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第1号工からカまで及び前号工の規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。	
	第1号工	光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵する物にあつては表示面）が白色系のものであること。
	第1号オ	動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
	第1号カ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	前号工	広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5m以下のものであること。
	ア	表示面の面積が5㎡（複数の内容を表示する広告物等にあつては、10㎡）以下であること。
	イ	設置者名の表示面積が300cm ² 以下であること。
	ウ	一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
●第4号	広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号カ及び前号ウの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。	
	第1号カ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	前号ウ	一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
	ア	表示面積が300cm ² 以下であること。
	イ	商品名の表示がないものであること。
	ウ	設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
●第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。	

第21項	《物の集積》 屋外において土石その他知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること	第1号	第1種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
		第2号	廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
		第3号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第4号	自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
		第5号	集積し、又は貯蔵するものが樹木その他の遮蔽物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
		第6号	集積し、又は貯蔵する高さが10mを越えないものであること。
		第7号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
		第8号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。
		第9号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
		第10号	支障木の伐採が僅少であること。
		第11号	集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、農林漁業に付随して行われるもの又は公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであって、第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
第22項	《水面の埋立等》 水面（海面）を埋立て、又は干拓すること	第1号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
		ア	第1種特別地域又はこれらの地先水面
		イ	次に掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの
		(ア)	野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
		(イ)	優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
		ただし書	当該行為が学術研究上必要であり、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りではない。
		第2号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
		●ア	学術研究その他公益上必要と認められること。
		●イ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
		●ウ	農業又は漁業に付随して行われるものであること。
●エ	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。		

		第3号	当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。
		ただし書	前号工に掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。
		前号工	既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
		第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
第23項	《土地の形状変更等》 土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること	第1号	第1種特別地域等（第2種又は第3種特別地域で植生の復元が困難な地域を含む）内において行われるものでないこと。
		ただし書	当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
		第2号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
		第3号	土地を階段状に造成するものでないこと。
		ただし書	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
		第4号	ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。
		ただし書	既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
		第5号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
		ただし書	既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
		第6号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
ただし書	農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。		
第7号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。		
第8号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。		
第24項	《植物の採取、 損傷及び動物の捕獲、殺傷等》 高山植物その他これに類する植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること	第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
		第2号	採取し、若しくは損傷しようとする植物、捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採取し、若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。
		ただし書	在来の動植物の保存その他当該特別地域における在来の風致の維持のために必要と認められる場合又は当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。

第25項	《指定区域における指定するものの植栽又は播種》	●第1号	前項第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
		●第2号	災害復旧のために行われるものであること。		
第26項	《指定区域における指定するものの放出（指定する動物が家畜である放牧を含む。）》	本文	第24項第1号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
			知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。		
第27項	《色彩の変更》 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること	本文	その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこと。		
			ただし書	特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。	
第28項	《車馬・動力船・航空機の使用》 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること	●第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。		
			●ア	学術研究その他公益上必要と認められるものであること。	
			●イ	野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。	
		●第2号	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。		
第29項	《基準の特例》	本文	その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域の区域内において行われる条例第20条第3項各号に掲げる行為については、知事が当該基準の特例を定めることができる。		
第30項	《各行為共通の基準》	本文	条例第20条第3項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。		
		第1号	申請に係る地域の自然的又は社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。		
		第2号	申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。		
		第3号	申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第20条第3項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。		